

2月の無料相談

※祝日は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	4日(水)	13:00~15:00		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	19日(木)	13:00~16:00		遺言書・相続・贈与などに関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	13日(金)	13:00~16:00	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-226-3296)	
土地家屋調査士相談	4日(水)	13:00~15:00	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	18日(水)	13:30~15:30	ながみね (☎内線2376)	国や法人・県に関する苦情、意見、要望(行政相談委員)	
税務相談	3日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階) (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	5日・19日(木)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション“ほっとOne” (☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	17日(火)	10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談	20日(金)	14:00~16:00		精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
女性のための	フェミニスト相談	4日・18日・25日(水)	男女共同参画センター(ウララ2 6階) (☎827-1107) 月曜休館	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制	
		14日(土)			10:00~15:00
	法律相談	26日(木)		13:30~15:30	法律が関係する困りごと(女性弁護士) ※予約制
	一般相談(外国人相談を含む)	13日・27日(金)		13:00~16:00	仕事、夫婦、家族など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
DVヘルプライン(電話相談)	19日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力など、女性のさまざまな悩みごと	

リフォーム契約は慎重に！

消費生活センターから

☎823-3928

リフォーム工事の必要性や業者の信用性、技術の善し悪しは消費者には判断が難しいものです。契約前の慎重なチェックが重要です。

《事例1：工事が始まらない》

訪問した業者に「3000円で雨樋の掃除をする」と勧誘され依頼した。終了後に「外壁に亀裂がある」と言われ塗装工事契約をし、100万円を前払いしたが工期予定日を半年過ぎたのに工事が始まらない。

【アドバイス】

早急な工事完了を文書で要求するよう伝え、回答に納得できない場合は解約返金を求めるよう助言しました。

《事例2：どこを直したかわからない》

近所で屋根工事をすると挨拶にきた業者に「屋根の瓦がずれている、このままだと雨漏りする」と言われ150万円の瓦修復工事契約をした。業者が2日間ほど屋根に登り降りし、ときどき外出していたが資材を運んだ様子はなかった。完了したと言われ全額を支払ったが、見

積書もなくどこを直したかわからない。

【アドバイス】

修復箇所や内容、契約金額の内訳について説明を求めるように助言しました。

《契約前のチェックポイント》

- 業者の勧誘に惑わされず、自分で工事の目的や予算を決め計画的に行いましょう！
 - 複数の業者から見積りを取り「住んでいるダイヤル0570-016-100」などの公的相談窓口で事前にチェックしてもらいましょう。
 - 費用の支払い方法は工事の進捗状況に応じた分割払い契約にしましょう。
 - 少額の工事でも契約書や見積書などの書面を必ず出してもらいましょう。
- 訪問販売で契約した時はクーリング・オフができる場合があります。速やかに消費生活センターに相談してください。